

生物多様性センターにおける自動販売機設置・管理業者の  
公募に関する募集要領

令和3年3月12日

環境省生物多様性センター

### 1. 公募の目的

生物多様性センターの展示施設や図書資料閲覧室への来館者、生物多様性センターに勤務する職員への福利厚生を目的として、自動販売機の設置・管理業者（以下「事業者」という。）を公募するものである。

### 2. 自動販売機の設置場所・規模等

#### (1) 所在地・設置場所

山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1 生物多様性センター 展示エリア

#### (2) 自動販売機の種類等

自動販売機の種類	使用場所	予定面積 (㎡) (自動販売機には転倒防止板を含む)
清涼飲料水自動販売機 (缶、ビン等(ペットボトル以外))	展示エリア	1.35 ㎡以内 ・自動販売機：1,140mm×910mm ・ごみ回収ボックス：600mm×520mm

### 3. 年間利用状況

700 本程度 (平成 30 年度及び令和元年度の平均)

250 本程度 (令和 2 年 4 月から令和 3 年 1 月までの集計)

※元々少なかったが、新型コロナウイルスの影響に伴う来場者の減少により、令和 2 年度は例年の半分を下回る見込み。

### 4. 設置許可に関する基本的事項

#### (1) 設置・管理方法

国有財産法第 18 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可を受け、有償により自動販売機の設置・管理を行う。

#### (2) 使用許可期間

ア. 令和 3 年 5 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

許可条件等の違反など、特段の事情が無い場合は、事業者の申請によって年度単位で許可期間の更新を行うことができるものとする。

イ. 許可期間は最長で初年度の許可の始期から 5 年を超えない期間とする。

ウ. 事業者が行う自動販売機の設置、撤去に要する期間は使用許可期間に含む。

#### (3) 国有財産使用料

ア. 1 平方メートル当たり、年額 11,677 円程度。

イ. 使用許可面積は、2. (2) の面積の範囲内を予定している。

ウ. 使用料は納入告知書により環境省の指定する期日までに納入すること。

#### (4) 事業者の負担する費用

- ア. 国有財産使用料。
  - イ. 自動販売機の管理に必要な光熱水費。
  - ウ. 自動販売機及び子メーターの設置、管理及び撤去に要する費用。
  - エ. 回収ボックスの設置について  
設置事業者は販売する容器の回収を行うこと。また、回収時は、種類別に分別できるように空容器回収箱を必要数設置し、定期的に回収し、資源化を行うなど、責任をもって処理すること。
  - オ. その他、自動販売機を設置・管理する上で必要な清掃に要する一切の費用。
- (5) 維持管理について  
維持管理については設置事業者にて適切に行うこと。
- (6) 使用上の制限
- ア. 事業者は、行政財産の使用許可に基づく権利を第三者に譲渡し、又は名義貸し等を行うことはできない。
  - イ. 許可された業務を第三者へ委任又は請け負わせてはならない。
  - ウ. 商品の搬入、廃棄物の搬出及びその方法については、生物多様性センター担当官の指示に従うこと。
- (7) 使用許可の取り消し又は変更
- ア. 国が使用財産を使用するとき。
  - イ. 事業者が使用許可条件に違背したとき。
- (8) 使用許可終了時の条件等  
使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、事業者は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。また、この場合に事業者は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- (9) 損害賠償  
事業者は自動販売機の設置・管理に当たり、国又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任で補償をしなければならない。
- (10) 自己都合による業務解除  
自己の都合により、自動販売機の設置・管理業務を終了させるなど、使用許可の変更又は解除を受けようとするときは、当該期日の2箇月前までに、所定の様式により通知しなければならない。

## 5. 設置・管理の条件

- (1) 業務管理について
- ア. 利用者のニーズの把握に努め、サービスの維持、向上に努めること。
  - イ. 適正な利潤と価格等について常に検討し、来館者及び職員の福利厚生に資するよう努めること。
  - ウ. 毎月の販売数量及び売上金額を報告すること。

(2) 法令等の遵守

自動販売機の設置・管理業務に当たっては、関係法令等を遵守することとし、国有財産を使用した福利厚生事業としてふさわしい管理を行うこと。

(3) 衛生管理及び安全管理

衛生管理及び安全管理については、事業者が全ての責任を負うものとする。

(4) 守秘義務

設置・管理上で知り得た生物多様性センターの業務上の秘密については、その保持に留意し、漏洩防止の措置を講ずること。

6. 応募者の資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中のものでないこと。
- (4) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (6) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 公募説明会に参加した者であること。
- (8) 応募要領において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

7. 応募手続き等

自動販売機の設置・管理業務を希望する者は、次に従い応募申請書及び企画提案書を持参又は郵送により提出すること。

(1) 募集要領の交付

環境省生物多様性センターホームページの「調達情報」を選択し、「件名」の下段に募集要領等のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

<http://www.biodic.go.jp/chousa/order.html>

(2) 公募参加表明書の提出

別添様式 1 により作成し、以下の期限までに持参、郵送、FAX 又は電子メール (biodic\_webmaster+env.go.jp (+はアットマークに変更してください)) により、(4)イ. の提出先まで提出すること。

期限 令和 3 年 3 月 26 日 (金)

(3) 公募に関する質問受付

ア. 質問事項を記載した書面 (別添様式 2) を持参、郵送、FAX 又は電子メール (biodic\_webmaster+env.go.jp (+はアットマークに変更してください)) により、(4)イ. の提出先まで提出すること。なお、電話での質問は一切受け付けない。

イ. 内容によっては、公募の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。

ウ. 質問の受付期間

期限 令和3年3月26日(金)17時まで

エ. 回答日時及び方法

公募の公平、公正及び透明性を確保するため、質問事項及び回答は、質問者及び全応募者に対し、令和3年3月29日(月)17時までに下記URLに質問及び回答を掲載する。

<http://www.biodic.go.jp/chousa/order.html>

(4) 応募申請書及び企画提案書の提出期限等

ア. 提出期限

令和3年4月5日(月)17時まで

受付時間は平日の10時から17時までとし、提出期限を過ぎたものは無効とする。

イ. 提出先

環境省自然環境局 生物多様性センター 管理科

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1

電話 0555-72-6031

FAX 0555-72-6032

ウ. 書面による提出の場合

応募申請書 3部(添付資料等を含む。)

企画提案書 3部(添付資料等を含む。)

エ. 電子による提出の場合

電子メール(biodic\_webmaster+env.go.jp(+はアットマークに変更してください))

により提出すること。1通当たり7MB未満にすること(判別できるのならば白黒でも構わない)。

(5) 応募申請書について

別添様式3及び4により作成し、公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の資料を添付すること。(※公的機関が発行する書類は、発行日から3箇月以内のものであること。)

なお、関係書類の不備又は資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

ア. 応募者が「法人」の場合

- ・会社概要(別添様式4、パンフレット可)
- ・定款又はそれに代わるもの
- ・法人登記簿謄本(全部事項証明)
- ・免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許の写し
- ・直近3年分の決算書の写し(連結決算ではなく応募者のみのもの)  
(貸借対照表、損益計算書、附属証明書)
- ・直近3年分の納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税)

イ. 応募者が「個人」の場合

- ・履歴書（任意様式）
- ・身分証明書（市長村発行のもの）
- ・登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人等に該当しないことの証明書）（法務局発行のもの）
- ・免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許の写し
- ・直近3年分の決算書の写し
- ・確定（修正）申告書（控）の写し
- ・青色申告決算書若しくは収支内訳書の写し
- ・直近3年分の納税証明書（申告所得税、消費税及び地方消費税）
- ・直近3年分の社会保険料（雇用保険・労災保険及び健康保険料、国民年金保険料）の納付証明書の写し

(6) 企画提案書について

企画提案書は、下記の必須事項に加え、そのほかに企画提案事項がある場合は、その内容も盛り込み作成するものとする。また、作成に当たっては、下記ア. を除き様式、形式を任意とし、企画提案の内容を図、写真、資料等を利用してイメージしやすいものとする可とする。

ア. 主な販売予定商品・販売価格表（別添様式5）

イ. 商品の供給体制

ウ. 空容器の回収方法等

エ. 衛生管理方法

オ. 自動販売機の機種及び特徴

カ. 1箇月辺りの消費電力（1台当たり）

キ. 省エネルギー・環境対策に係る提案

ク. 苦情処理・サービス等について

ケ. 営業所の営業時間及び営業所から生物多様性センターまでの所要時間

コ. 富士吉田市内の自動販売機設置台数（直近現在）

(7) 注意事項

ア. 応募申請書及び企画提案書（以下「申請書等」という。）の受付は、公募参加表明書を提出した者に限るものとする。

イ. 申請書等については、A4サイズ、日本語で作成すること。

ウ. 提出された申請書等は、選定審査後も返却しない。

エ. 申請書等の作成、提出及び本公募への応募に係る全ての費用は、応募者の負担とする。

オ. 本公募により知り得た一切の秘密は生物多様性センターの承諾を得ることなく他に漏らしてはならない。

カ. 事業者は、自らが提出した企画提案書の内容に従って業務を行うものとする。ただ

し、諸事情の変化により生物多様性センターが変更を求めた場合は、この限りではない。

キ. 申請書等は、本公募における事業者選定の目的以外に使用しないものとし、非公開とする。

## 8. 事業者の選定

### (1) 選定方法

申請書等の審査を実施し、事業者を決定する。なお、企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを行う場合がある。

### (2) 選定期間

事業者の選定は令和3年4月15日（木）を予定している。

## 9. 使用許可の手続き

生物多様性センターと前記8.により選定された事業者との間で国有財産の使用許可手続きを行うこととする。なお、手続きの方法については、改めて連絡するものとする。

## 10. その他

次の場合は事業者としての選定を取り消すこととする。

ア. 正当な理由なくして、生物多様性センターの指定する期日までに「国有財産使用許可申請書」の提出を行わなかった場合。

イ. 著しく社会的信用を損なう等により、生物多様性センターが庁舎内の事業者としてふさわしくないと判断した場合。

## 添付資料

別図 施設使用場所

別紙 暴力団排除誓約事項

別添様式1 公募参加表明書

様式2 質問書

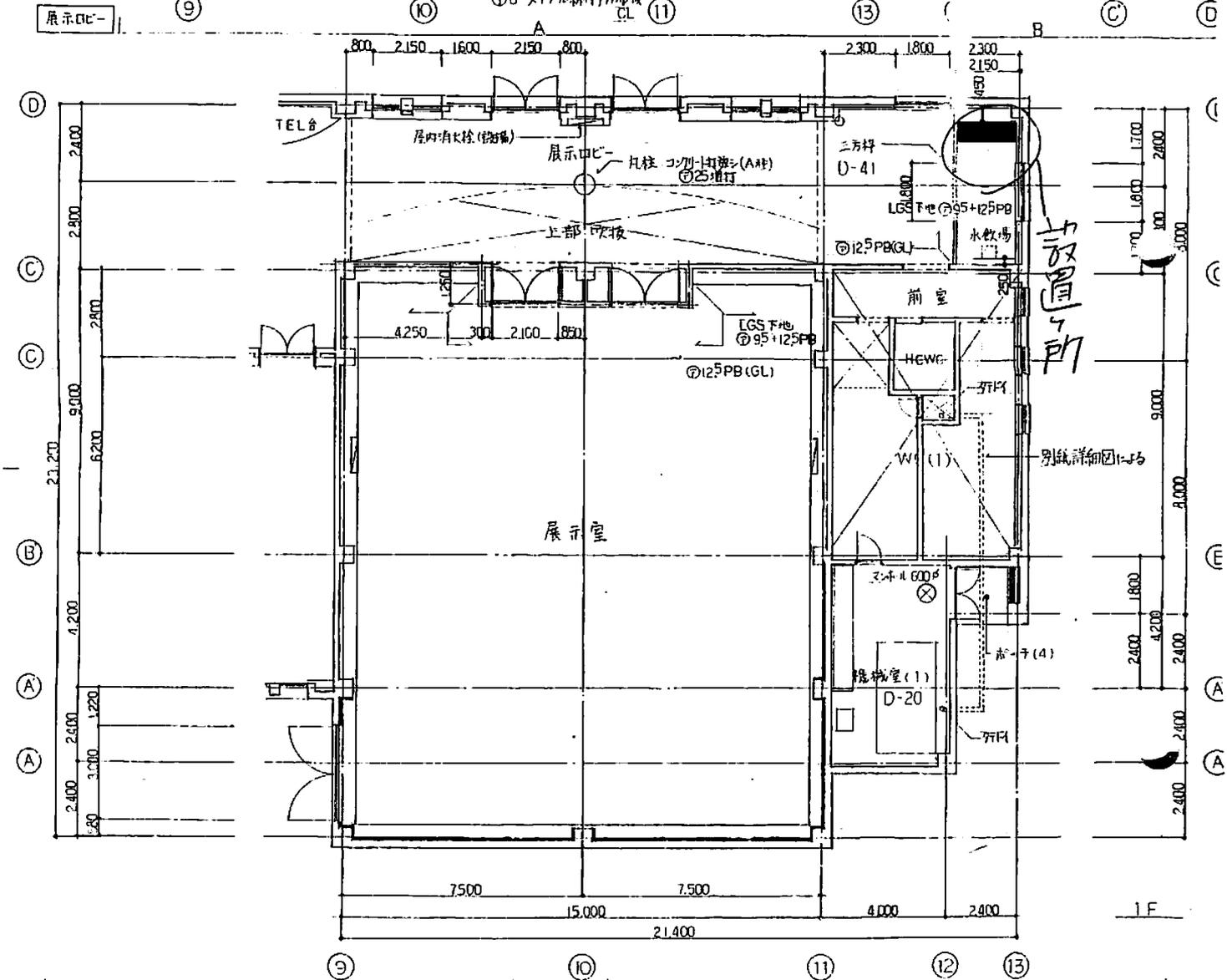
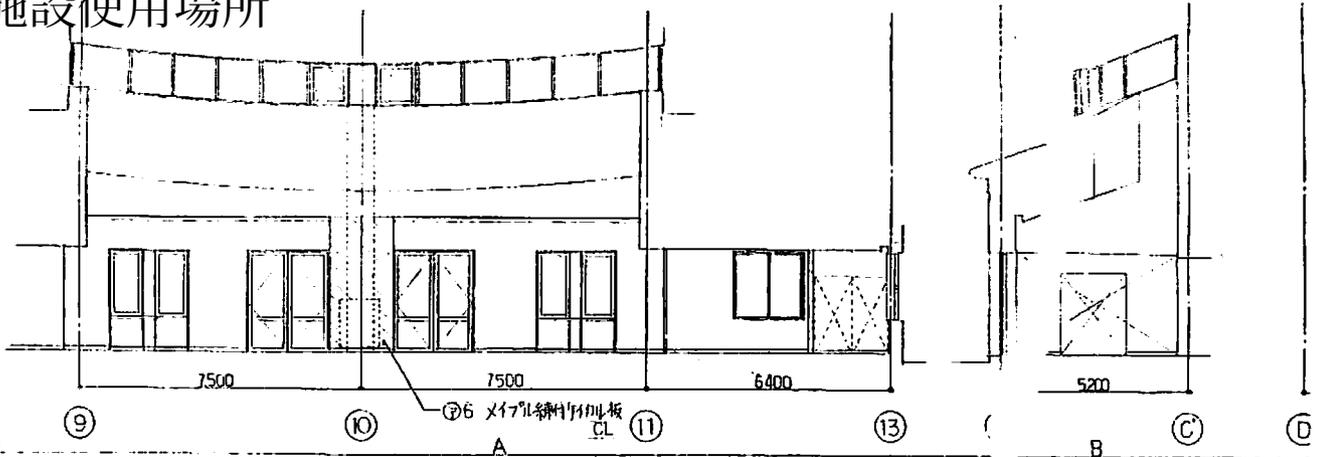
様式3 応募申請書（表紙）

様式4 応募申請書（会社概要）

様式5 企画提案書（主な販売予定商品・販売価格表（飲料用））

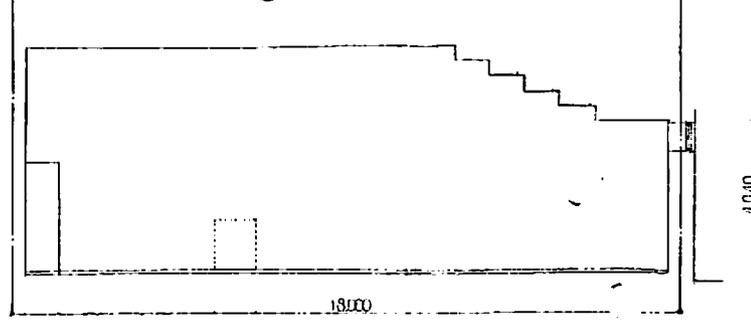
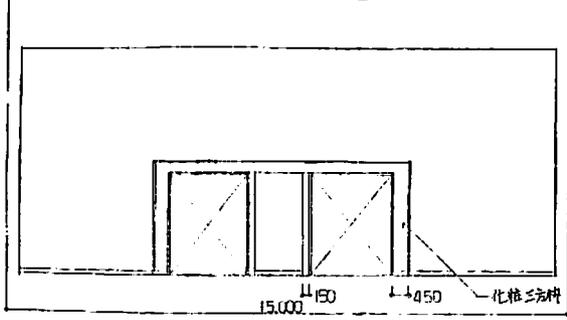


# [別図] 施設使用場所



設置場所

別紙詳細図1-26



展示室 9 11 13 15 17 19 21 23 25 27 29 31 33 35 37 39 41 43 45 47 49 51 53 55 57 59 61 63 65 67 69 71 73 75 77 79 81 83 85 87 89 91 93 95 97 99 100

## [別紙] 暴力団排除誓約事項

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、企画書の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 事業者の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 事業者の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて生物多様性センター長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、募集元の担当官等へ報告を行います。

[様式1] 公募参加表明書

令和 年 月 日

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

(会社名又は店名)

(代表者氏名)

公募参加表明書の提出について

下記の案件について、公募の参加をいたします。

記

1. 件名 : 生物多様性センターにおける自動販売機設置・管理業者の公募

**【担当者】**

所属部署 :

氏 名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

※公募を辞退される場合は、管理科まで御連絡ください。

[様式2] 質問書

質問書

件名	生物多様性センターにおける自動販売機設置・管理業者の公募
会社名	
住所	
担当者	部署名： 氏名：
担当者連絡先	TEL： FAX：
	E-mail：
質問事項	

[様式3] 応募申請書 (表紙)

令和 年 月 日

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

(会社名又は店名)

(代表者氏名)

生物多様性センターにおける自動販売機設置・管理業者に係る応募申請書

標記について、「生物多様性センターにおける自動販売機設置・管理業者の公募に関する募集要領」に基づき、本申請書に企画提案書及び関係資料を添付して応募いたします。

記

1 連絡先

(1)	会社(店)名	
(2)	所在地	〒
(3)	担当部署	
(4)	連絡先	TEL: FAX:
(5)	担当者名	

注1) 連絡先は、本件応募内容について、責任をもって回答できる部署等を記載すること。

注2) 所在地は、当方からの郵便物等が確実に受領可能な事務所の実際の所在地を記載すること。

(雑居ビルに入居している場合は、ビル名及び部屋番号等を必ず記載すること。)

[様式4] 応募申請書 (会社概要)

①会社名	
②本社所在地	
③創業年月日	
④資本金	
⑤役員構成	
⑥従業員数	
⑦令和元年度の売上実績	
⑧上場の有無	
⑨会社の沿革・特徴	

